

輪中農地の所有と利用

—その戦後史、旧今村輪中の場合—

大迫輝通

Iはじめに

筆者は、従来、農業経済地理学の立場から、輪中地域の土地利用に関するいくつかの研究を行い、その結果を発表してきた¹⁾。しかし、それらは蚕糸業研究の一環として行ったため、主として堤外耕地（堤外桑園）の利用に重点をおいたものであった。

今回は、このような筆者の従来の研究から離れて、輪中の典型的な土地利用形態である水田（堤内農地）に焦点をあて、その所有の構造、利用の状態等について追究した。

輪中地域に限らず、日本の農村と農業は、とくに、第二次世界大戦直後施行された農地改革を皮切りとして、戦後大きく変貌している。輪中地域において、その変化の契機となったものは、この農地改革と、さらにその後施行された土地改良事業である。いうまでもなく、前者では所有関係が、後者では利用状況が激変している。

本稿は、この農地改革と土地改良事業を契機として、農地の所有構造と利用状況がどのように変ったか、とくに輪中地域におけるその特殊性を追究したものである。

1) 大迫輝通「養蚕業地域の構造に関する比較研究——乘鞍山麓と西濃輪中——」『人文地理』第17巻第4号、昭和40年、20~43ページ。

同 「堤外地の土地利用」安藤万寿男編著『輪中』古今書院、昭和50年、243~250ページ。

同 「犀川流末堤外地の土地利用」建設省中部地方建設局木曾川上流工事事務所『環境インパクト——五六輪中の開発過程——』昭和51年、109~135ページ。

同 『桑と繭——商業的農地利用の経済地理学的研究——』古今書院、昭和50年。

調査研究の対象地域は、旧今村輪中²⁾（大垣市南西部）で、とくにその入方地区³⁾を重点的にとりあげている。研究と論述にあたっては、諸事象を断片的にではなく、相互連関的に、また時系列的にとりあげるべく留意したが、対象地域の限定が、このような研究の方法にもとづく有機的な把握と記述を容易にしたように思う。

小論ではあるが、輪中農地の所有と利用についての戦後史の解明の一助たりうれば幸いである。

なお、本稿で使用した資料の一部は、本学ゼミ生（昭和54年度大迫ゼミ）によって野外実習を兼ね収集されたものである。その労を多としたい。また現地では、大垣市役所多芸島支所や大垣市農業協同組合多芸島支所、また大垣南機械化営農組合、その他多くの農家の方がたに多大の御便宜や御指導をいただいた。記して感謝の言葉に代える次第である。

II 輪中農地の所有関係

かつて、輪中地帯は数多くの地主が存在し、地主の発達地帯として知られていた。それは、中小地主が多くて小作地率の高い近畿型と、小作地率はあまり高くないが巨大地主の存在する東北・北陸型との中間的な性格を示し、中地主の多い、かつた小作地率の高い地帯であった⁴⁾。

2) ほぼ水門川以西、杭瀬川以東、旧国道21号線以南の地。

3) 大垣市入方町。旧多芸島村入方。

4) 伊藤安男・青木伸好『輪中』学生社、昭和54年、146~155ページ。輪中地帯における大地主発達の要因は(1)開拓地主の誕生、(2)水害の頻発による田畠の所有移動の2点だという。

このような所有関係が、大きな変革をみるのは、いうまでもなく第二次世界大戦後、間なく施行された農地改革である。全国的かつ徹底的に実施された農地改革によって、地主制度は崩壊し、多数の自作農が創設された。ところで、戦後における輪中農地の所有関係は、土地改良事業（にもとづく換地）によってさらに大きな変化と移動がみられた。両者による所有権の移動がどのようなものであったか、明らかにしよう。

(1) 農地改革と農地の解放

農地改革は、第一次農地改革法と呼ばれる農地調整法（昭和20年12月28日公布）と、第二次農地改革法といわれる自作農特別措置法および農地調整法改革案（21年10月21日公布）とによって実施されたが、それは連合軍総司令部の＜農地改革についての覚書＞⁵⁾（20年12月9日）の強力な援護のもとに実現をみたものである。この改革によって、全国的には、改革直前の小作地面積の80%が解放され、その結果、戦前耕地面積の46%を占めた小作地面積は10%に激減するという大改革であった。

大垣市でも、昭和25年度までに買収された農地総面積は1,374町9反8畝余で、全農地面積の44%強を示し、また、この間前後16回の農地の売渡しが行われたが、1,625町5反1畝余が4,186戸の農家の手に渡っている⁶⁾。

表1にみるように、この間、自作地は2.3倍に増え、小作地は84%が解放されている。自・小作の比率は100：173が100：12と変っている。

表1 農地改革前後の自作地・小作地面積の変化

区分	改 革 前 (昭20.11.23)	改 革 後 (昭25.8.1)
自作地	11,432反4202	26,581反707
小作地	19,768 4068	3,123 817
自・小作比率	100：173	100：12

注：大垣市

出所：『新修大垣市史』（通史編二）昭和43年628ページ。

5) いわゆる「農民解放指令」

6) 『新修大垣市史』通史編二、昭和43年、602～631ページ。第1回は22年3月31日、第16回は25年7月2日となっている。

今村輪中の南杭瀬・多芸島・洲本・浅草の4地区（いずれも旧村）についてみると、南杭瀬の場合（22年3月～25年7月）、買収農地面積は田112町4反1畝12歩、畠4町2反5畝2歩で計116町6反6畝14歩、売渡面積は田112町5反4畝16歩、畠4町4反4畝6歩、計116町9反8畝22歩となっている。また洲本地区（同時期）は買収面積112町2反1畝20歩（田畠別は不明）、売渡面積112町1反9畝26歩（同）、浅草地区（同期間）では、買収面積65町2反2畝21歩（田63町8反8畝5歩、畠1町3反4畝16歩）、売渡面積63町8反1畝5歩（田62町5反3畝10歩、畠1町2反7畝25歩）となっている。多芸島地区は買収面積111町8反6畝7歩（田106町4反1畝22歩、畠5町4反4畝15歩）である。

ところで、農地改革は上からの主導で進められたものであるため、土地問題の未解決な部分を多く残したが、農家の生産意欲を刺激し、生産力の急速な上昇をもたらしたことは述べるまでもない。

とくに入方地区をとりあげ、農地改革による小作地の解放状況についてみよう。

入方地区では、昭和22年3月31日に第1回の買収と売渡しがあって、続いて同年7月2日、10月2日、12月2日、23年3月2日、7月2日、10月2日の前後7回にわたって売買が実施されている⁸⁾。この間、田13町3反1畝24歩（302筆。他に堀潰れ5反17歩）、畠3反2畝13歩（17筆）の計13町6反4畝7歩（319筆）が解放されている（表2）。第2回（22年7月2日実施）が最大で、このとき77%が処理されている。表には記載されていないが、このほか宅地も13筆、1,237坪が売買されている。

入方地区には、かつてD.N., G.N.の2人の在村耕作地主があって、いずれも10余町歩を所有し、小作せしめていた⁹⁾。

7) 『新修大垣市史』前掲6)

8) 『第1回～第7回農地売渡計画書』（大垣市役所・多芸島支所蔵）。

9) 両家は親類、本（G.N.家）・分家の関係という。

なお、その他1人、1町歩所有の不在地主（静岡在住）があったが、これもG.N.家の分家。D.N.家は4反、G.N.家は7反程度を自作。

輪中農地の所有と利用（大迫）

表2 入方地区における農地の売買面積

売買期日	田				畠				計				
	町	反	畝	歩	筆	反	畝	歩	筆	町	反	畝	歩
昭22. 3. 31	21	29	(10)							21	29	(10)	
〃 7. 2	10 堀 4	3 0	0 22	13 (36)	(233)	1	9 28	(11)		10 堀 4	5 0	11 22	(244) (36)
〃 10. 2	2 堀 4	0 20	6 (5)	14 (5)	(35)	5	27	(4)		2 堀 4	1 20	11 (5)	(39)
〃 12. 2	3 堀 2	9 2	25 9	(15) (4)	(15)	6	18	(2)		4 堀 2	6 19	13 (4)	(17)
23. 3. 2	2 堀	2 20	12 (3)	(7)	(7)					2 堀	2 20	12 (3)	(7)
〃 7. 2	4 堀	22 6	(1)	(1)	(1)					4 堀 6	22 (1)	(1)	(1)
〃 10. 2		5	29	(1)	(1)						5	29	(1)
計	13 堀 5	3 0	1 17	24 (49)	(302)	3	2 13	(17)		13 堀 5	6 0	4 17	(319) (49)

注：「堀」は堀潰れ。その面積は田とは別。ただし、筆数は田のそれに含む。

出所：大垣市役所多芸島支所所蔵資料。注8)参照。

大垣市役所多芸島支所所蔵の資料¹⁰⁾によるところ、入方地区では17名（入方在住9名、多芸島4名、その他大垣市内4名）が農地を売渡し、また55名（入方28名、友江6名、大外羽5名、外花5名、多芸島4名、西大外羽4名、その他市内3名）が買受けているが、先述のような売買耕地はそのほとんど（87%）が、この両家の所有耕地であった。図1は、入方地区における解放耕地を示したものである。D. N., G. N., その他の3つに区分して図示した。D. N. 家は7町2反3畝25歩（そのうち、田7町5畝27歩）、160筆を、G. N. 家は4町6反9畝26歩（田4町6反4歩）、107筆を、その他の15人は1町7反16歩（田1町6反5畝23歩）、49筆を、それぞれ解放している。

このとき、これらの改革によって、入方地区耕地の6割余が自作耕地に転じている。

農地改革は、小作料に全面的に依存していた在村の中小地主にとくに致命的な打撃を与えたといわれるが、このうち、G. N. 家の場合、改革前は11町歩近くの耕地を入方地区を中心として、その周辺地区に所有していたが、農地改革に際し、自作していた約7反を残してすべて解

放しており、入方地区では、18戸の農家に4町7反を売渡している。当主は、戦後、約10年間農業に従事した後、昭和31年から恒常勤務（農業共済組合）について兼業農家に転じている。耕地は、その後宅地として売却するなどして、さらに縮小しているが、これについては、また後で触れる¹¹⁾。

(2) 土地改良事業にともなう換地について

昭和30年代の後半、名神高速道路建設を契機に大垣市南部地区（多芸島・洲本・浅草3支所管内）で土地改良事業が施行され、堀田の埋立や干拓、また区画整理事業が行われたが、その内容については次項で詳述するとして、ここでは、この改良事業にともなう土地所有関係の変化についてみてみよう。

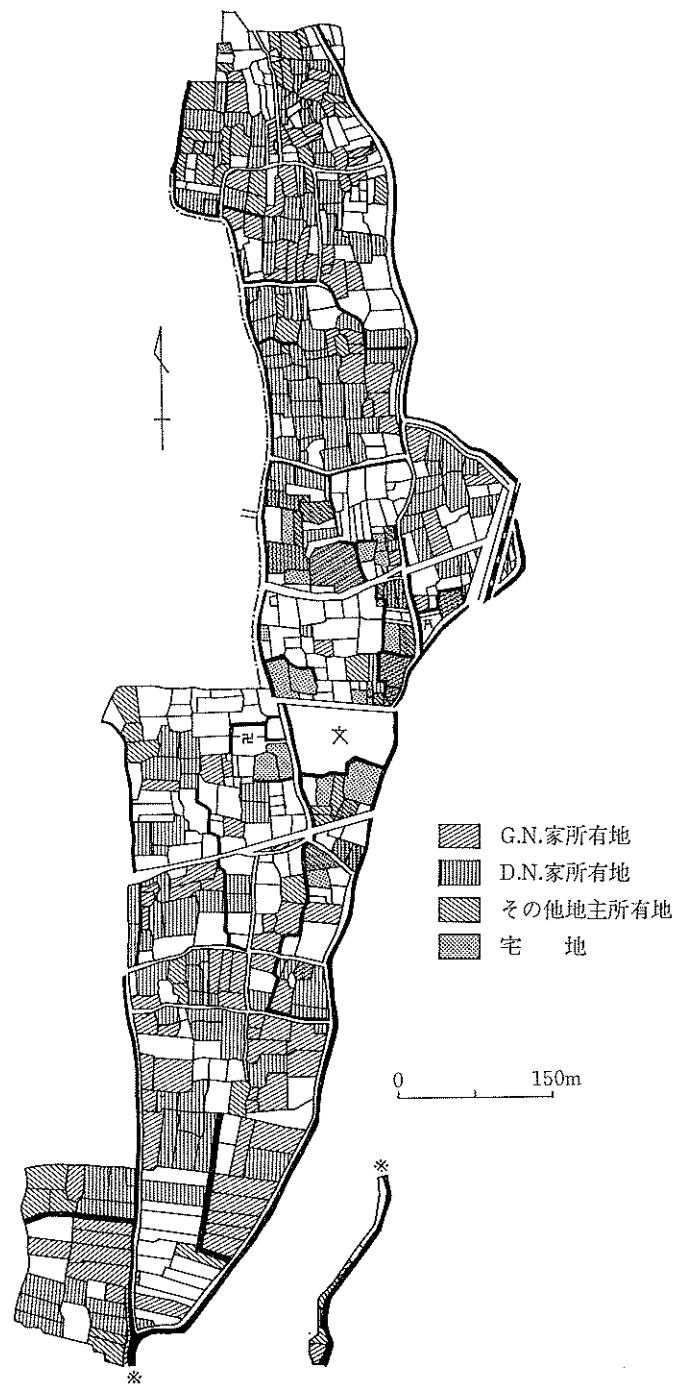
先と同じく、入方地区の農家の場合を考察する。

名神高速道路建設にともない多くの農地が潰廃したが、農地喪失農家への耕地の補償、また

11) 昭和49年停年退職後、現在、後継者が関ヶ原製作所に勤務。一方のD. N. 家は、当主は死去、夫人が家を守り、後継ぎの子息は、現在、市中心部で外科病院長として活躍。

10) 前掲8)。ほぼ、このとおり実施。

図1 農地改革による壳渡農地（入方地区）



地主の解放農地（宅地を含む）を示す。田畠区分、堤田の分布については図4（左図）参照。
大垣市役所多芸島支所所蔵資料（「第1回～第7回農地壳渡計画書」）により作成。

輪中農地の所有と利用（大迫）

諸経費充当のため、1反につき22歩の減歩、また堀潰れについてはその半分を提供するということで事業は進められたが、当時、入方地区における農地保有者37戸の場合¹²⁾、改良事業前の所有耕地 195,751m²¹³⁾(このほかに堀潰れあり)は換地後183,833m²となっており、6.1%の減歩であった。田畠別には、田が187,794m²→176,171m²で6.2%減、畠は7,956m²→7,662m²で3.7%減となっている。

表3 土地改良事業とともになる筆数の変化 筆

	換地前			換地後		
	田	畠	計	田	畠	計
入 方	322 (138)	24 (6)	346 (144)	152 (51)	24 (6)	176 (57)
多芸島	152 (36)	2 (1)	154 (37)	28 (6)		28 (6)
その他	7		7	5 (3)		5 (3)
計	481 (174)	26 (7)	507 (181)	185 (60)	24 (6)	209 (66)

注：() 内の数字は、そのうち、1ha以上所有の6戸についてのもの。

出所：大垣市役所多芸島支所所蔵資料。

交換分合による筆数の変化は、表3に示すとおりである。総数507筆の耕地が209筆となり、41%に減っている。すなわち1筆当たりの面積は、386m²から880m²へと拡大している。これを1戸当たりにみれば、改良前において平均13.7筆であったものが、改良事業後の換地の結果、5.6筆に減っている。田畠別には、田の481筆は185筆に、畠の26筆は24筆となっている。なお、改良前には、53筆の水田（入方44、多芸島8、大外羽1）に堀潰れがあったが、改良後は消滅している。

交換分合によって耕地は入方地区へ集中した。改良前は、隣接地区の多芸島およびその他の地区に耕地を所有するものが、地元入方のそれの半数（筆数）近くみられたが、改良後は、表にみると大きく減少し、33筆のみとなっている。その他は、西大外羽地区である。

12) 以下、「換地計画」（大垣市役所多芸島支所所蔵）。他に1戸は実施せず。7戸は宅地のみ。

13) 以後、メートル法による。農地改革については、当時の資料にしたがい旧法（段歩）を使った。

先に述べたように、改良事業前後で1戸当たり平均の耕地の筆数は、13.7筆→5.6筆で、改良後の筆数は改良前の41%になっている。交換分合が進展したとはいえる、その筆数は意外に多い。しかし、これを所有耕地の大きい農家のみについてみると、交換分合は、いっそう進展している。先の表によって現在1ha以上の農家6戸についてみると、181筆→66筆となり、36%に減り、また、入方地区以外の耕地は、改良後において11%（平均は27%）となっている。

農家2戸をとり、前後の所有状況をみよう。まずT.N.家は、入方地区最大の農家で、改良事業前は田14,053m²、畠357m²の計14,410m²を所有し、これが33筆に分かれ、地区に28筆、残る5筆は多芸島に分布していた。畠は1筆（入方）のみで、また田の4筆に堀潰れ（1筆は入方、3筆は多芸島、面積471m²）があった。

これが改良後、田12,398m²、畠275m²で計12,673m²（堀潰れを含め、14.8%の減歩）となり、田10筆、畠1筆にまとまっている。とくに地区外のものは、前に5筆（多芸島、田4,242m²）あったものが1筆（西大外羽、田1,005m²）に減り、面積も小さいものとなっている。このように、大部分の耕地が地区内にまとまり、条件がきわめて有利なものとなった。

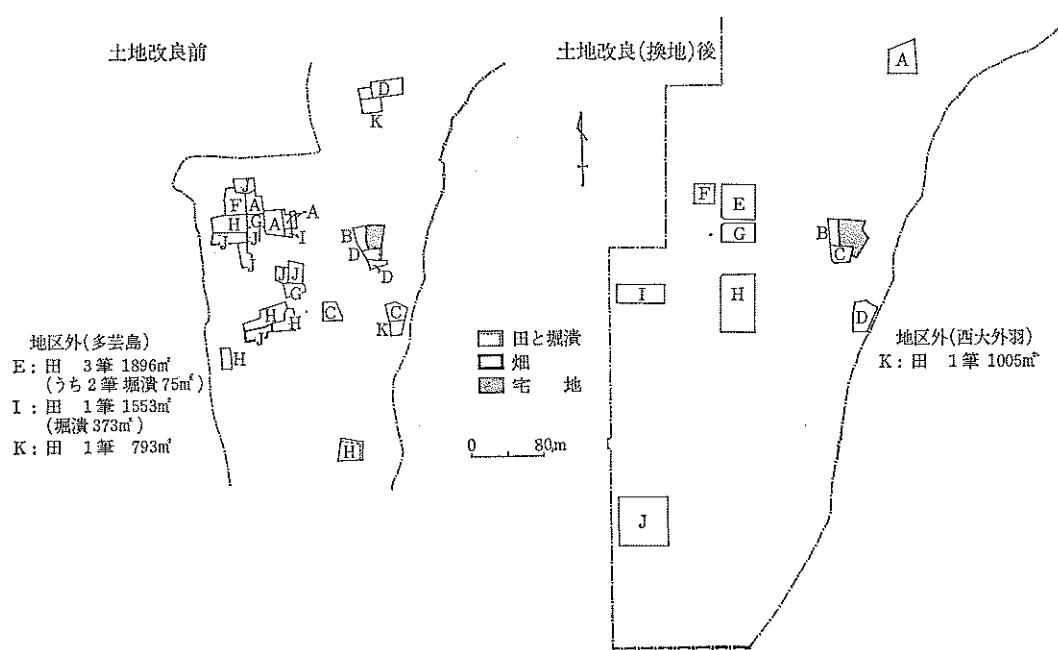
図2は、以上の変化をまとめたものである。入方地区内の耕地のみについて図示している。A～Kの記号はおたがい交換分合されたものをあらわしている。いうまでもなく堀潰れは消滅している。

次にG.N.家は、かつて町内（入方町）居住の二大大主の一人で、46,601m²（4町6反9畝）の農地解放を行ったことについては既述のとおりである。

改良事業前、6,972m²（田5,849m²、畠1,123m²。他に堀潰れ51m²あり）、22筆（田20、畠2。堀潰れは4筆の水田に）の耕地があった。多芸島地区の田2筆、548m²のほかは、入方地区の中央や北寄りのところに比較的まとまって位置していた（図3）。

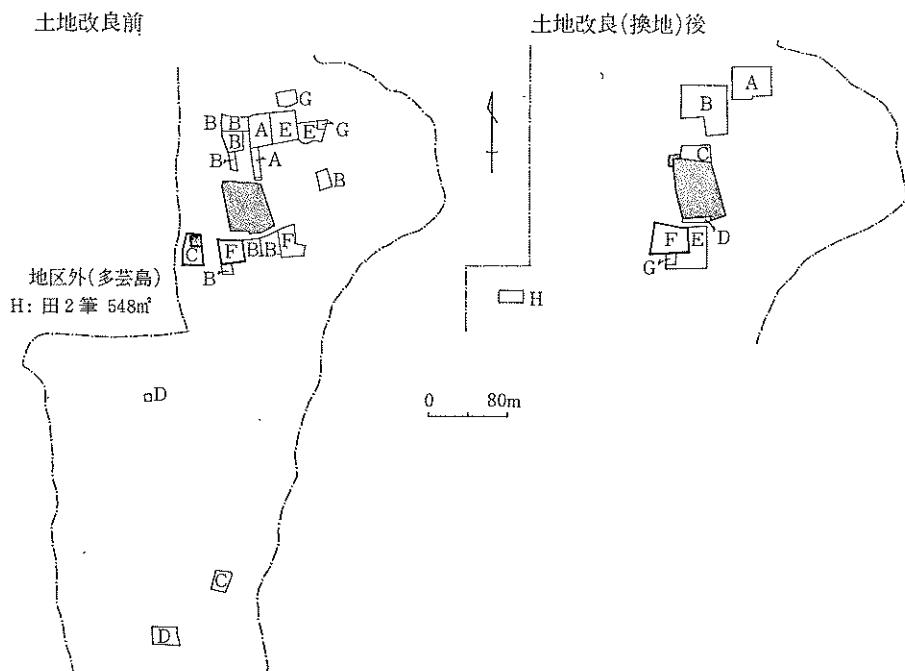
改良後、耕地面積は6,272m²（田5,096m²、畠1,176m²。堀潰れなし）で、堀潰れを含め12%の減

図 2 所有耕地の変化 (T. N. 家)



A～Kの記号の耕地は、右図の同一記号のところへ統合。Hの振潰れは原簿（大垣市役所多芸島支所「換地計画」）には記載なし。
宅地はT.N.家が所在。

図 3 所有耕地の変化 (G. N. 家)



A～Fの記号の耕地は、右図の同一記号のところへ統合。宅地はG.N.家が所在。その他は前図(図2)と同じ。

輪中農地の所有と利用（大迫）

歩、また筆数は8筆（うち1筆が畠）となった。多芸島地区の2筆の水田も、入方地区の水田（図の記号H）にまとめられている。図の記号は、先の図2と同じく、おたがい統合されたものを見ている。

G.N.家は、戦後の農地改革で、所有耕地の9割余を解放し、また土地改良事業で残る耕地の1割以上の耕地が減り、その後、さらに宅地用として手離すなどして、現在の所有耕地は往時のわずか5%足らず（55a）にすぎないが、今後、いっそうの減少が予測される¹⁴⁾。

III 農地の改良について

大垣市では、昭和27年9月に大垣土地改良区が設立され、以後土地改良事業が進展するが、その受益面積は527,149a（5,314町歩）。大垣市および一部周辺町村¹⁵⁾で、用排水事業や築堤工事を中心に施行された。

しかし、その後、名神高速道路や東海道新幹線が大垣輪中南部を横断することになると、広大な耕地が消失するため、ここで改めて、掘潰れや池沼の埋め立てによって新農地の造成が必要となり、南部地区を中心とする改良事業が実施されることになった。

(1) 南部地区土地改良事業の概要

南部地区土地改良事業の概要を述べよう¹⁶⁾。

昭和36年10月に、大垣土地改良区南部工区が設置されて、多芸島・洲本・浅草3支所管内を対象に埋立干拓と区画整理の二大事業が推進されたが、前者は、昭和35～39年度の間、後者は36～41年度の間に施行されている。

表4にみるように、埋立・干拓事業は総工費4億2,000万円で、112haが、これに関連する区画整理事業は総事業費2億7,000万円をもって745haが実施されている。対象農家は約1,200人であった。

名神高速道路および新幹線用として提供した用地面積は、23haである。

なお、この間に国道25号線、名神高速道路、都市計画、神田高淵線、その他諸排水路工事の完成また着工等をみている。

図4は、土地改良前後の入方地区的耕地の状況を示したものである。区画整理については、その前後の土地所有の変化とともに既に若干述べた。土地改良後の地図は最近のものを使っており、したがって宅地の増大がめだっている。南部にみられた堀田は完全に消滅している。これについては、次項で改めて論じることにする。

表4 南部地区土地改良事業の概要

年 度	埋 立 事 業		区 画 整 理 事 業		関 係 地 域
	埋立面積	事業費	区画整理面積	事業費	
昭 35	ha 25.5	千円 21,552	ha	千円	
36	26.6	116,365	95	20,500	入方・多芸島・上笠・友江
37	29.5	156,512	204	55,000	浅草・浅中・浅西・上屋・高淵
38	18.7	80,184	210	55,000	外淵・川口・島里・内原
39	11.6	45,248	150	58,334	大外羽・上屋・高淵・釜笛
40			53	51,317	横曾根
41			33	26,479	横曾根
計	111.9	419,861	745	266,630	

出所：『今村輪中郷土誌』昭和50年、131ページ。

14) 調整区域だが、近鉄沿線ということもあって、いつかは都市化の波にさらされよう。

15) 『新修大垣市史』637ページ。

16) 主として『新修大垣市史』・『今村輪中郷土誌』

図4 土地改良事業前後の耕地

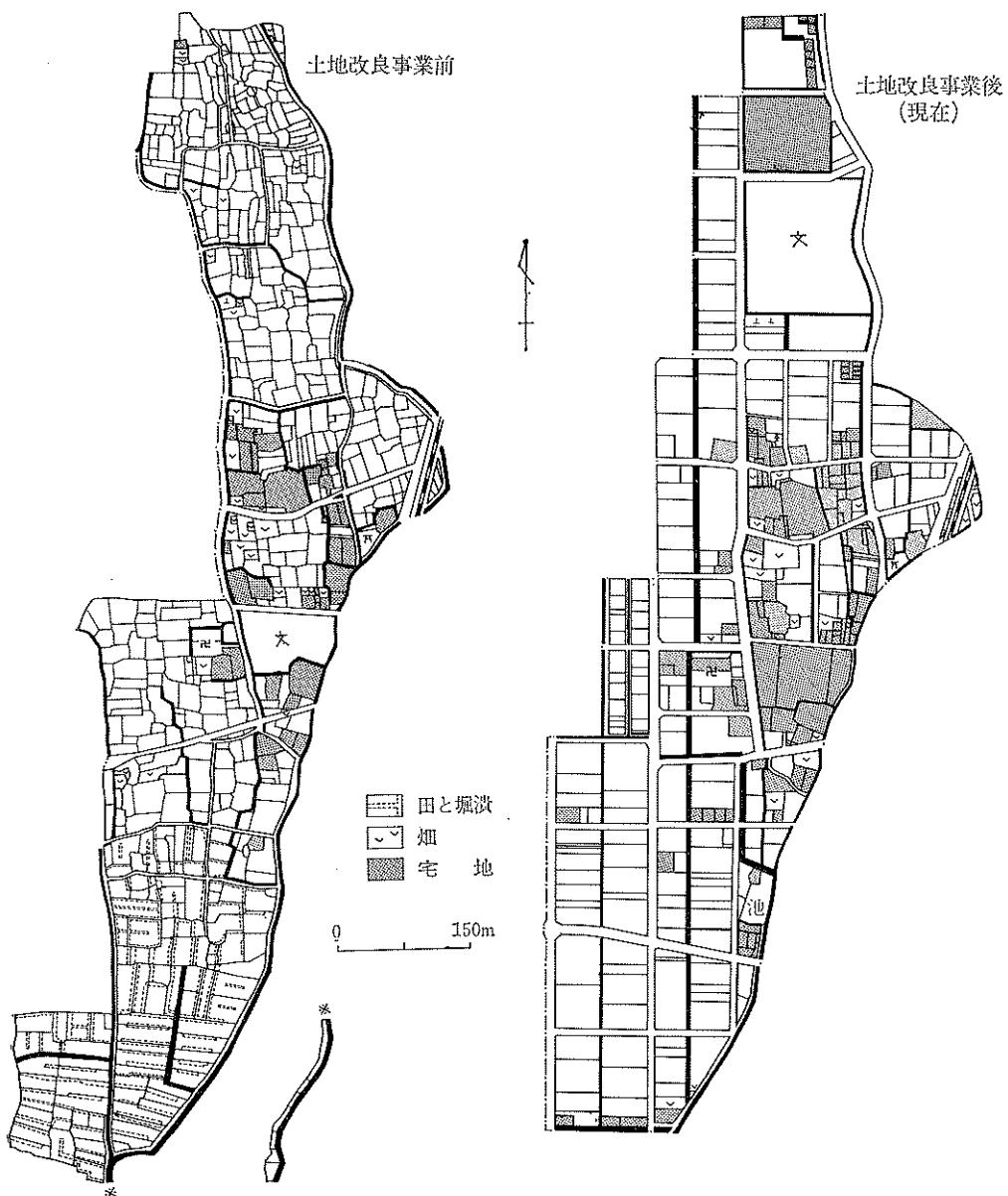


表5 第1工区の本換地計画

	田 烟	宅 地	池沼・雜種 地・原野・ その他の 他	国 有 地	合 計	集団化率	農 家 数
従前の土地	939,770m ² (2,901筆)	51,959 (227)	31,430 (203)	38,489	1,061,648 (3,331)		
換地の土地	841,768 (1,037)	51,789 (136)	117,285 (70)	127,389	1,138,231 (1,243)	64.02%	186人

注：第1工区は、入方・多芸島・上笠・西大外羽地区。

出所：『今村輪中郷土誌』昭和50年、132ページ。

輪中農地の所有と利用（大迫）

土地整備の本換地は、昭和53年3月に完了しているが、表5に、第一工区（入方・多芸島・上笠・西大外羽）の本換地計画の内訳を示しておく。

（2）改良事業前後の耕地

——堀田の分布とその潰滅——

輪中地域における土地改良事業施行前の最も特徴的な景観は、堀田（堀上田、堀潰れなどといふ）であろう¹⁷⁾。

今日では、輪中地域の堀田は全く姿を消し、堤外耕地に堀田類似のものがわずか残存¹⁸⁾するにすぎない。

大垣市域においても、かつて、南部地域を中心広く堀田の分布がみられたが、いうまでもなく、昭和35～39年度に実施された土地改良事業（埋立および干拓事業）によって、すべて消滅した。

横井良克によれば¹⁹⁾、堀田には、河間吹型、孤立型、田舟型の3型があり、大垣市南部地区には、田舟型が広く分布していたという。

田舟型というのは、堀潰れが溝渠（「江」という）や悪水川（「通り江」という）と直結しているもので、湿田の多い下流部輪中に卓越していた。ついでにいうと、河間吹型は「河間」（自然湧水泉）近くにあってその水の流れる堀田で、上流部輪中地域に分布し、孤立型は、排水路と連結せず、耕地内に独立して堀潰れのみられるもので、中流部輪中に多かった。

土地改良前後の堀田については、先に、当時の所有関係の変化について述べた折、若干触れたが、さらに詳しくみよう。

図5-Aは、入方地区と隣接の一部多芸島地区の堀潰れの分布状況を示している。入方地区的南端付近で、これより北にはみられない。横井良克のいう田舟型と孤立型が混在している。

17) 河合孝『写真集 輪中』大垣青年会議所、1976年。

18) 大迫輝通「犀川流域末堤外地の土地利用」建設省中部地方建設局木曾川上流工事事務所『環境インパクト——五六輪中の開発過程——』昭和51年、109～135ページ。

19) 横井良克「堤内土地利用の変遷」安藤万寿男編著『輪中』古今書院、昭和50年、225～242ページ。

図に示された分布の北限は、標高5.5m程度とみられる²⁰⁾。入方地区は、北から小野・上小川・下小川・村南・柳原・葭田の諸地区（小字）に分けられるが、堀田は、南部の柳原・葭田2地区のみにみられる。図の西半は多芸島地区である。

堀潰れは、図に示すように、多くは水田の長辺に沿ってあり、耕地境界線にまたがるもの（堀潰れの中央が境界をなす）、耕地の一方（多くは北あるいは南側）に寄つてあるもの、また、中央部に位置するもの（孤立型はこれがが多い）など様ざまである。

ほとんどが、東西方向に延びている。

次いでB図にみると、土地改良事業によってこれらの堀潰れは全く消滅し、美田に変じた。

堀潰れは、その半分が事業費用として提供され、残りが自己所有となっている。入方地区的当時の農地保有者37戸のうち、20戸が改良前の水田に堀潰れを所有していた。多いものは、13筆の水田中7筆に堀潰れがあった²¹⁾。

改良事業後における生産性の向上は著しい。当初は、裏作が行われたが、現在はみられない。用・排水も以前に比べれば改良されたが、一筆毎の耕地の規模が大きくなり、各圃場の排水にやや難があるという。

V 水田利用とその経営

低湿な輪中耕地の利用は水田が中心であることはいうまでもない。畠地は、農家付近にみられる狭小な自家菜園と堤外地にわずかみられるものみである。大垣市の場合、水田と畠地との比率は93：7²²⁾となって、水田が圧倒的である。

ところで輪中地域は、中京工業地帯に隣接、もしくは包摂され、とくに大垣市は、從来、その主要な内陸工業都市の一つとして発展してきた。

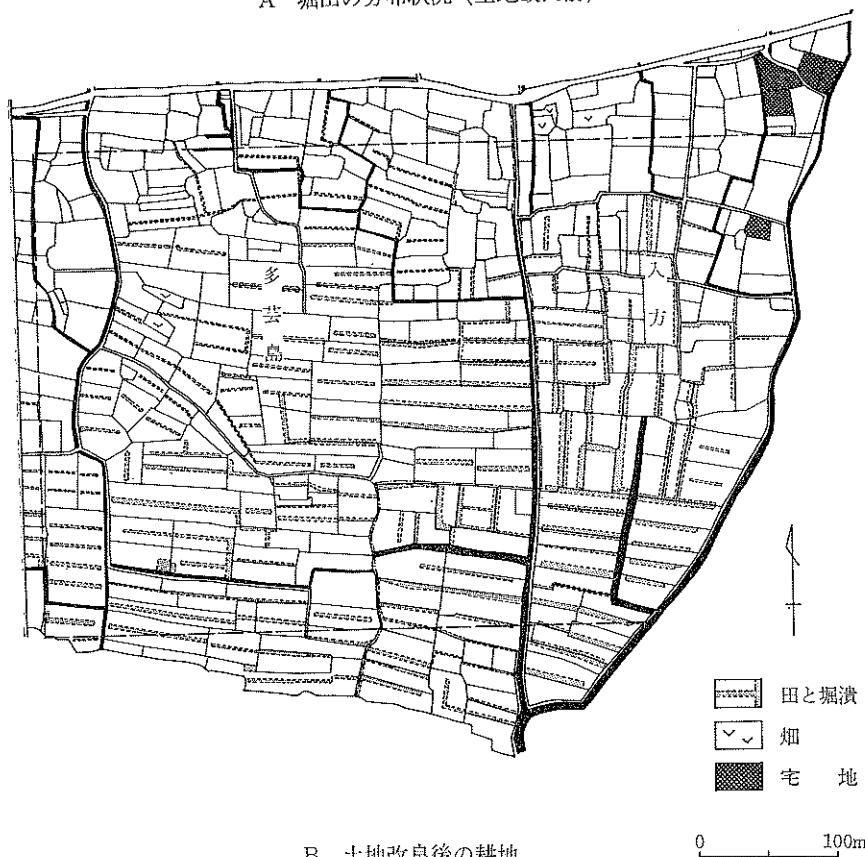
20) 25,000分の1地形図。

21) 「換地計画」（大垣市役所多芸島支所）

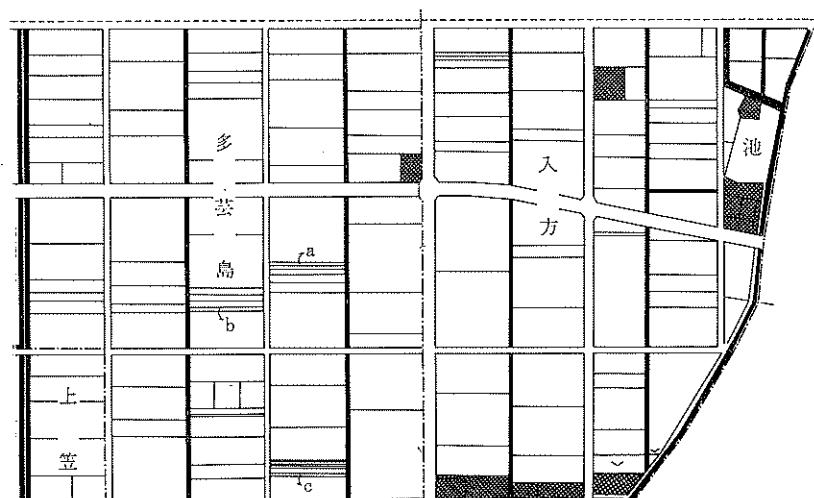
22) 『1975年農業センサス 岐阜県統計書』

図5 堀田の分布と土地改良

A 堀田の分布状況（土地改良前）



B 土地改良後の耕地



A図の破線でかこんだ部分は、B図の範囲を示す。

B図のa・bは各3筆、cは4筆に区分(境界は平行線)。

輪中農地の所有と利用（大迫）

このような、社会的または土地利用上の特殊性を背景として、大垣市南部地区では早くから請負耕作と水田の機械化経営が実施され、人びとの注目を浴びてきた。

(1) 機械化と請負耕作の進展

——大垣南機械化営農組合の活動——

昭和38年、大垣南農業協同組合内に機械化営農組合が結成され、大型機械利用による兼業農家の水田の請負耕作を始めた。当初は約50haの水田の委託耕作を行っていたが、現在は約80haに増えている。

機械化営農組合の成立とその後の経緯、現況などについて以下に述べる。

機械化営農組合の設立とその後の経緯

既述のように、昭和36年、名神高速道路工事にともない、干拓事業と区画整理事業の実施をみたが、その結果、水田作業の機械化が著しく促進された。

ちょうどこのとき、県では、「工業化された都市近郊における水田地帯の新しい営農方式を確立するため²³⁾、全面請負耕作による50haの大垣機械化営農実験集落を指定、これが契機となって昭和38年4月、大垣南機械化営農組合が結成されたものである²⁴⁾。同年および翌39年の2年間、実験事業が実施され、現在にいたっている。

この組合の設立目的は、規約によれば、「この組合は水田地帯における農業構造改善に伴う水田経営の近代化を推進するに当って從来の慣行農耕を大規模に機械化し飛躍的に作業能率を高め余剰労力を以って生長作目の生産を拡大し組合員の経済生活の向上をはかることを目的とする」(第2条)²⁵⁾と示されている。

23) 大垣南機械化営農組合「大垣南機械化営農組合の経過と実績」(各年、パンフ)。

24) 事務所所在地は、入方二丁目5411。

25) 以下にその全文を示す。

大垣南機械化営農組合規約

第1条 この組合は大垣南機械化営農組合といふ。

第2条 この組合は水田地帯における農業構造改善に伴う水田経営の近代化を促進するに当って從来の慣行農耕を大規模

に機械化し飛躍的に作業能率を高め余剰労力を以って生長作目の生産を拡大し組合員の経済生活の向上をはかることを目的とする。

第3条 この組合は第2条の目的達成のため、県、市、農協の指導を受け事業の円滑なる推進をはかるものとする。

第4条 この組合の必要とする機械器具その他の施設は農協に設置されているものをその貸与規程に基き賃借するものとする。

第5条 この組合の事業を行なう地区は大垣市農業協同組管内のうち別紙図面の示す団地とする。

第6条 この組合の事務所は大垣市入方二丁目5411に置く。

第7条 この組合は第2条の目的達成のため次の事業を行う。

(1) 機械化営農事業に関する事項

(2) その他目的達成に必要な事項

第8条 この組合の組合員は別示の団地内にて耕作を行う農業者とする。

第9条 この組合の組合員にならうとする者は別示の団地内の耕作者で總て本事業の目的達成のために農作業を組合の委任するものとする。尚別記様式になる委任状を組合に提出するものとする。

第10条 組合員が脱退並に面積の増減をせんとする場合は理事会の議決を経なければならない。

第11条 この組合に次の役員を置き任期は2年とし再選を妨げない。

理事 12名 監事 3名

1. 理事及び監事は総会において選出する。

2. 理事の互選により組合長及び副組合長は選出する。

第12条 組合長は組合を代表しその業務を総括する。

副組合長は組合長を補佐し組合長事故あるときはこれを代理する。

監事は会計並に業務執行を監査し理事会並に総会において報告し意見を述べなければならない。

第13条 この組合に顧問、参与をおくことができる。顧問は総会において推せんし参与は理事会の議を経て組合長が委嘱する。顧問及び参与は本組合の事業に参画し理事会、総会において意見を述べることができる。

この組合に書記をおき組合長の命を受けて組合の会務に従事するものとする。

第14条 この組合の会議は総会及び理事会とし、組合長がこれを招集する。

第15条 総会は通常年1回(1月)開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第16条 理事は理事会を構成し、第2条の目

このような目的にもとづき、農作業を組合に委任しようとする耕作者は耕地の委任状²⁶⁾を提出し、組合員の資格をえてその耕地を任せること

的達成に必要な事項を審議し、これを執行する。

第17条 会議はすべて二分の一以上の出席者をもって成立し出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第18条 総会の附議事項は次の通りとする。

1. 規約の制定、改廃に関する事項
2. 組合の予算及び事業計画、決算及び事業報告に関する事項
3. 役員の選出に関する事項
4. 経費の賦課、徴収に関する事項
5. その他重要な事項

第19条 この組合の運営に関する経費は賦課金、助成金及び寄附金を以ってあてる。

第20条 この組合の事業年度は1月1日に始り12月31日に終る。

第21条 この組合の役員は無報酬とする。但し旅費等は予算の範囲内で実費を支払うことができる。

第22条 この組合の収穫物はすべてプール計算とし生産に要する諸経費を差引いた残額を委任面積に応じ組合員に配分するものとする。

第23条 本組合の事業遂行に関する細部について必要な事項は別に定める。

附 則 この規約は昭和 年 月 日より施行する。

26) 下に委任状と引受書の形式を示す。

耕作地委任状

下記耕地を機械化営農組合の規約に基き委任致しますので本状を提出致します

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

㊞

大垣南機械化営農組合長殿

記

町字名	地番	面積(m ²)	摘要
(略)			
合 計			

No._____ 耕作地委任引受書

下記耕地を機械化営農組合の規約に基き委任を引受けましたので本書を御渡し致します

昭和 年 月 日

大垣南機械化営農組合

組合長

㊞

殿 記

町字名	地番	面積(m ²)	摘要
(略)			
合 計			

となるが²⁷⁾、組合は専任のオペレーターによって耕作を行い、収穫物はすべてプール計算とし、生産に要した諸経費を差引いた残額を委任面積に応じて組合員に配分することになっている。

初年度(昭和38年。組合の事業年度は、1月1日～12月31日)の加入戸数は131戸、委任面積は51.3ha、そのうち全面加入者は26戸で19.6haであった。その後の経緯は図6のとおりである。

41年ころ、若干の落込みはあったが、その後はほぼ一貫して増えてきている。すなわち現在(54年)、加入戸数は当初の約2倍に増え、面積は1.6倍、また、とくに全面加入のものについては、戸数で7倍近く、面積は3.3倍に増加している。

配分金についてみると、年により波があり、10aあたり、当初(38年)は15,232円であったが、54年度は生産費の増大や反収減などのため大きく落ち込み、18,000円にとどまっている²⁸⁾。38～54年度の間の事業費の伸び率は100→601で、6倍をこえる。

現況

55年現在の組合員257人の分布状況をみると(図7)、入方地区が22人で最も多く、浅中(21人)、禾ノ森(17人)、友江(12人)などがこれに続いている。市外の参加者もあって、神戸町および養老町にそれぞれ4人、垂井町に1人がみられる。発足当初は南部地区に集中していたが、その後、分布範囲は著しく拡大している。ただし、耕地は南部に集中しており、最も遠いもので4km程度(組合事務所より)の距離である。

委任総面積は、80.8haであるが、これも入方地区が最大で10.6haを占め、浅中(7.4ha)、浅草(4.9ha)、禾ノ森(4.4ha)、釜笛(3.8ha)などが多い。1戸平均は31.4aである。委任面積別の戸数をみると表6のとおりであるが、最大は釜笛在住のK.I.氏で、181.9aをあげている。1ha以上が9戸みられる。

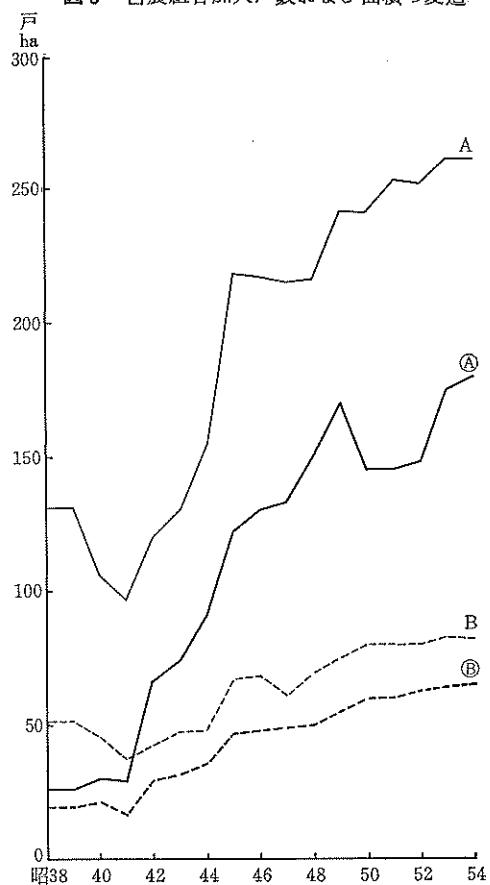
27) 第9条

28) 第22条

29) 53年度の28,450円(最高)、42年度の27,070円が高い方。

輪中農地の所有と利用(大迫)

図6 営農組合加入戸数および面積の変遷



A : 加入戸数, ④ : 全加入戸数, B : 加入面積,
⑤ : 全加入面積。『大垣南機械化営農組合の経過と実績』により
作成。

表6 委任水田面積別戸数(昭和55年)

	10a 未満	10 ～30	30 ～50	50～ 1ha	1～ 1.5	1.5 以上	計
戸数	51	104	56	37	8	1	257

出所：大垣南機械化営農組合資料

現在、オペレーターは農協職員の身分をもつ8人で³⁰⁾、これに組合長のT. N. 氏(組合職員、入方町在住)、と合わせ9人で運営に当っている。経営上、1人に最低10haは必要というが、現状は、経営面からみて、また体制からみて、ほぼその限度線上にある³¹⁾。

必要機械器具やその他の施設は農協に整備あるいは設備されているものを賃借している

30) 20才代4人、30代2人、40代2人。入方町在住2人、養老町2人、浅草・西大羽・競野・長松各町各1人。

31) 加入希望は多いが、断わっているという。

が³²⁾、使用機械としては、たとえばトラクター6台、コンバイン2台、自脱コンバイン4台、スピードダスター2台、ダンプ・トレーラー1台(いずれも購入済のもの)などがある。

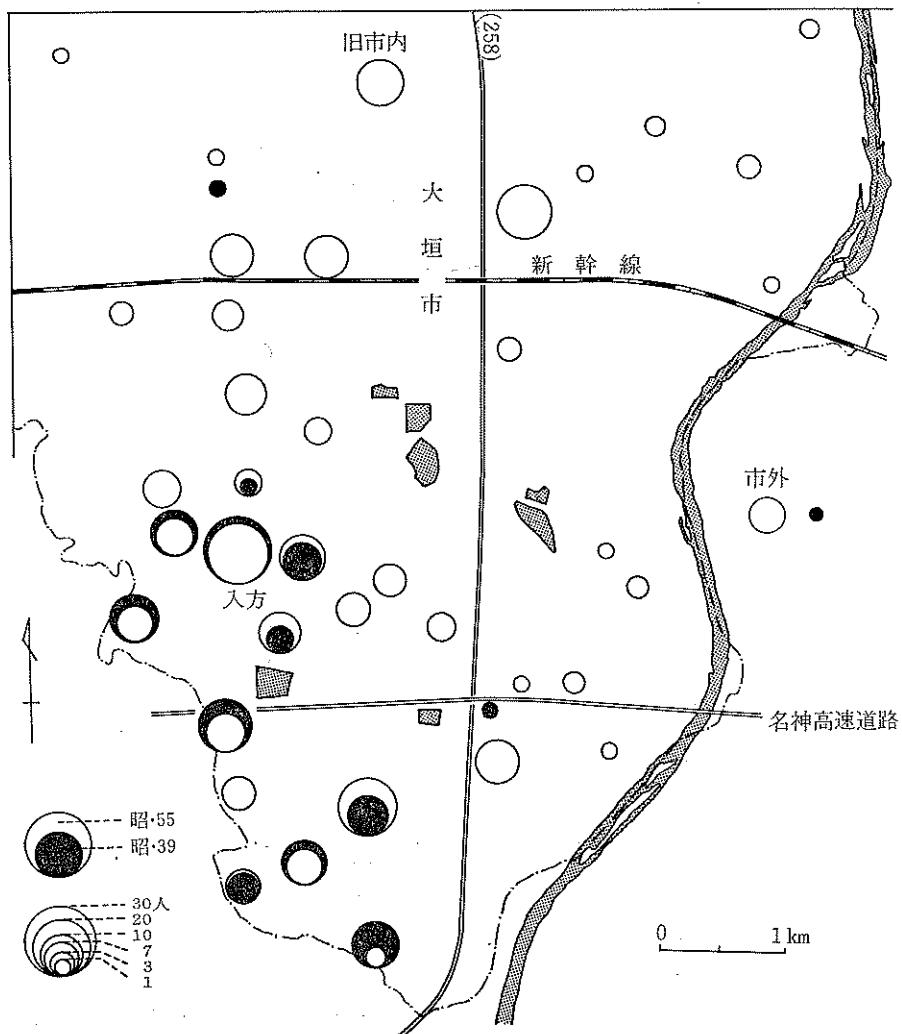
いま、表7に昭和54年度の月別作業状況を示しておく。

なお、表にみるように裏作も実施(面積約1割)しており、麦あるいはやさい類を栽培している。

稲の品種は、みの光・幸風・初霜・日本晴それにモチなどである。米作調整は13%の水田で実施され、休耕している。

32) 規約第4条。

図7 大垣南機械化営農組合加入者の分布状況



創設時と現在。昭和39年は124人、55年は257人。市外は、39年は養老町(1人)、55年は、養老町(4人)、神戸町(4人)、垂井町(1人)。

表7 月別作業状況（昭和54年度）

月	作業内容
1月	機械整備 麦作手入れ(4ha分) 苗手ワラ作り(10ha分) 水苗代苗土作り 野菜手入れ(ナス苗・夏野菜)
2月	ナス種子播き(床作り1万2000本) 機械整備 圃場整備(道路・水路整備) 市役所草花運搬(トラック2台、約1カ月)
3月	ナス苗移植・管理 機械整備 冬作(麦)追肥 圃場整備(均平等) 苗代準備(耕起・碎土)
4月	ナス管理 育苗センター(播種準備・種子殺消毒) 苗代準備 サツキ手入れ 圃場整備
5月	ナス苗出荷 耕起 粒種播種(育苗センター、60ha分) 苗代播種(水苗代、10ha分) 麦収穫(4ha)

輪中農地の所有と利用（大迫）

6月	本田施肥 耕起 田植機械植 代かき 田植（手植） 水管理 災害苗代50a（県指定事業）
7月	除草剤散布 病害虫防除 追肥 畦草刈 水管理
8月	穂肥（追肥） 病害虫防除 除草 ヒエ取り 畦草刈 水管理
9月	穂肥（追肥） 病害虫防除 レタス・カンラン床作り（播種） レンゲ播種（2ha） 畦畔除草 ヒエ取り 玉ねぎ播種（5万本分）
10月	レタス・カンラン移植 レタス・カンラン除草及手入 水稻収穫 冬作（麦，5ha）
11月	水稻収穫・乾燥調整 冬作播種（麦） 県採種子畾刈取（初霜，10ha） 玉ねぎ苗出荷 バセリ播種
12月	冬作追肥（麦） 県採種子物脱穀調整 圃場整備 保有米配達 機械整備 その他

注：(1) 大垣南機械化営農組合の作業状況。

(2) 年度は、1月～12月となっている。

出所：大垣南機械化営農組合「昭和54年度 定期総会資料」。

(2) 農家の経営構造

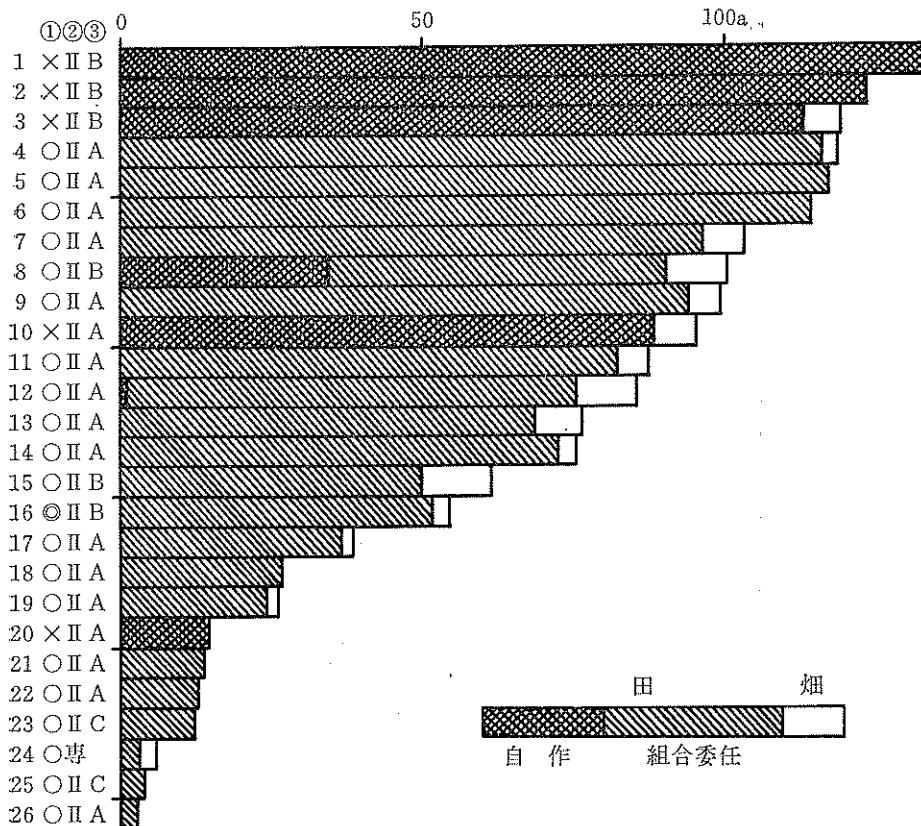
——入方地区農家の経営——

入方地区の農家26戸の経営の実態を図8によ

ってみよう。

耕地は、面積の大きいものから順次並べてある。田・畠別、また水田については、自身で耕

図8 入方地区農家の経営構造

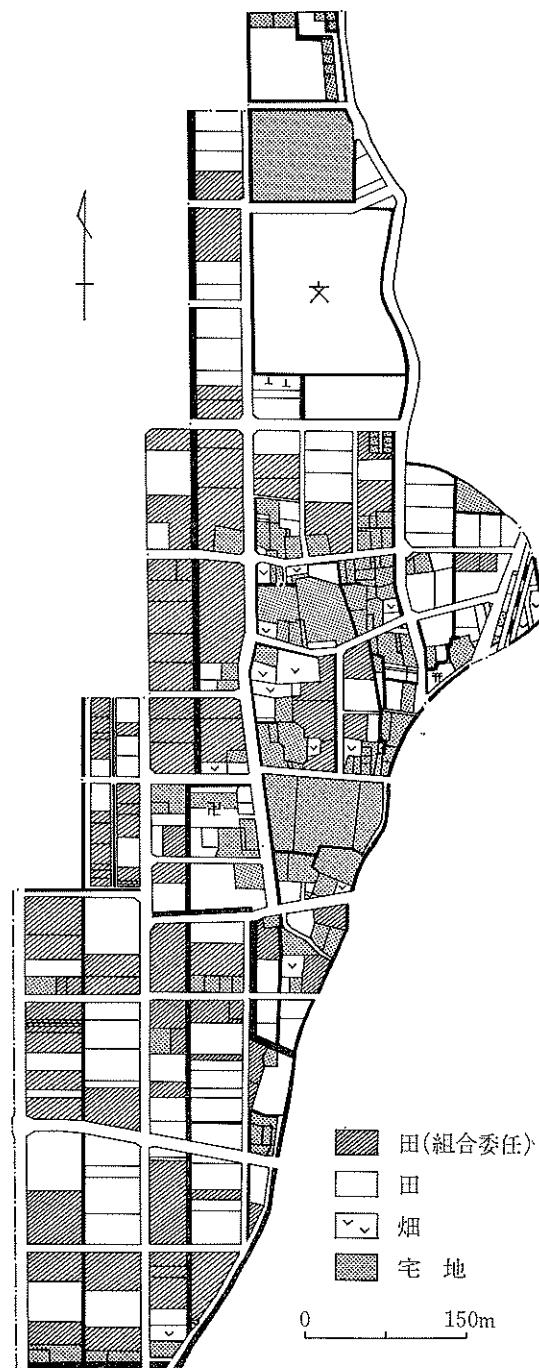


①：機械化営農組合加入者（○印、◎は2人名義、×は非加入者）。

②：兼業状況（IIは第2種兼業農家、Cは専業）。

③：兼業者（Aは当主、Bは後つぎ、Cは当主・後つぎとも。いずれも恒常勤務）。

図9 営農組合への委任水田（昭和55年）



入方地区における機械化営農組合への委任水田（92筆）の分布を示す。

輪中農地の所有と利用（大迫）

作しているものと、営農組合へ委任しているものとに分けて示してある。田・畑の比率は95：5で、水田が圧倒的であり、水田のみの農家が11戸みられる。残る15戸が畑をもつが、その面積は小さく、最大のものでも12a（No.15）にすぎず、いずれも自家菜園の域を出ない。

5戸が、自身で水田を経営しており、営農組合には加入していない。これらは、営農組合発足当初は自治体の勧奨もあって³³⁾、すべて参加していたのであるが、その後脱退している。上位の3戸（No.1～No.3）は、いずれも当主が、兼業にもつかず耕作に従事している。

残る21戸（名義上は22戸。No.16が2人名義となっている）は営農組合に参加しており、2戸を除いて水田全部を委任している。その面積は、既にみたとおり10.6haであるが、当地区水田のはば64%を占めている。図9はその分布を示している。92筆が預けられている。

さらに図8によると、1戸³⁴⁾を除いて兼業農家となっており、しかもそのすべてが第2種兼業農家である。図の③に兼業者を示したが、当主の勤務（記号A）が17戸あり、後づきの出ているもの（記号B）6戸、さらに当主・後づきともに出ているもの（記号C）が2戸みられる。これらはいずれも恒常勤務である。

入方地区の農家は、以上みたとおり、その所有する耕地（水田）はこれのほとんど、またその作業のこれまたすべてを請負耕作せしめて、自身は完全なサラリーマンと化し、いわゆる土地持ち労働者に転じている。

営農組合は、既に述べたとおり、年間を通じて水田作業のいっさいを委任されており、したがって、全面（所有水田のすべて）委任の農家では水田作業は全く必要としないわけで、わずか、畠地の所有農家において、自家菜園の世話をするくらいである。

既述のように、上位3戸が非組合員で、1ha以上の水田を当主自身が耕作しているが、これ

についてみても、当主はいずれも年輩者で、またいずれも後づきが勤務に出ており、決して自立経営を指向するものではなく、他の営農組合員農家とその本質において大きな変りは認められないである。

V 輪中の戦後史

—むすびに代えて—

第二次世界大戦後、程なく施行された農地改革によって、旧今村輪中入方地区の農地の所有関係は、二人の在村耕作地主から30余人の自作耕地へと転換する。その後、自作農は経営・技術的な定着をみて生産性の向上も著しかったが、昭和30年代後半より始まるわが国経済の本格的な高度成長を機に、戦後の自作農体制も大きく変容する。

このころ、今村輪中では名神高速道路および新幹線建設とともにうなう土地改良事業によって堀潰れの埋立や区画整理が実施され、その結果、水田機械化の気運が一気に盛り上がり、それが農業労働力の都市産業への流出（兼業化）といまって、請負耕作の発展を促した。大垣南機械化営農組合はこのような背景のもとに生まれている。

稲作機械化段階で登場してきた新しい経営には、一定の資本蓄積を行ってきた自作上層農が家族労働力中心の自己完結的な規模拡大を進めているタイプと、自作地経営では生計の営むことのできない分解基軸周辺の中・下層農出身の人々が営農集団を組織して借地経営を行っているタイプの2つがみられるが³⁵⁾、大垣南機械化営農組合は、後者のタイプに属する。しかし、この営農組合は、一般にみられる協業システムによる借地型営農集団ではなく、農協の下部組織の形をとるところが特徴となっている。

いいおくれたが、土地改良事業実施後、輪中農地においては、その一部は高速道路や新幹線用地と化し、また、所有権の大幅な移動（換地）が行われている。

機械化営農組合の発足によって、入方地区農

33) 既述のように、大垣南機械化営農組合は、当初、県知事が大垣機械化営農実験集落を指定、これが契機となって設立（昭和38年）されたものである。

34) 未亡人、年金生活者。

35) 今村奈良臣・佐藤俊朗ほか4名『土地改良百年史』平凡社、昭和52年、294～302ページ。

地（水田）の6割以上がこれに委任され、その作業のすべてを請負っている。

このことは、また、いっそう農家兼業の深化を促進することになり、入方地区農家のすべてが第2種兼業農家（年金生活者の未亡人を除く）と化している。入方地区では、先に述べた第一のタイプである規模拡大をはかる自作地経営の専業農家は皆無であり、非営農組合員も兼業農家と化し、しかも当主や後つぎが恒常勤務についている。

営農組合による配分金は水田10a当たり2万円前後である。これは自己経営の場合の収益金³⁶⁾にはるか及ばないが、営農組合員（耕地委任者）は配分金額の多少には大きな関心がないように見える。すなわち、営農組合は「土地のお守り」役であり、これにそれ以上を期待してはいないよう見受けられるのである。

近年、都市部における地価の値上りは著しく、大垣市も例外ではないが、農家もいわゆる「土地持ち労働者」と化していることは、みて

きたとおりである。入方地区は市街化調整区域に属し、市街化区域のような都市化の進展はみられないが、しかし、地価はじりじりと値上りしつつある。それのいっそうの上昇を期待して、農地を維持し、自身は恒常勤務に出かけるのが、地区農家の一般的なパターンであり、また、このような経営方式が十分に定着している。

今村輪中入方地区における農家とその経営の構造の変容についてみると、農地改革を機に、地主経営から自作農経営へ、さらに土地改良事業の後には、オール兼業農家へと変って、土地持ち労働者へと転じてきた。そしてこのような変化に際し、機械化営農組合が、とくに地区農家の土地持ち労働者への転化とその定着化に大きな役割を果しているのである。

以上述べてきたような入方地区農家と農業の戦後史は、輪中地域のそれの縮図を示すといって差支えないのではないかろうか。

36) 諸費を差引き、5万円くらいにはなろう。